

一般社団法人松原青年会議所定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人（以下「本会議所」という。）は一般社団法人松原青年会議所（英文名 Junior Chamber International Matubara）と称する。

(事 務 所)

第 2 条 本会議所は、主たる事務所を大阪府松原市に置く。

(目 的)

第 3 条 本会議所は、地域社会における政治、経済、社会、文化等に関する諸問題を調査研究し、国内諸団体と協力して、日本経済の正しい発展を図るとともに、会員の連携と指導力の啓発に努め、国際青年会議所機構を通じ、国際的理解および親善を助長し世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第 4 条 本会議所は、特定の個人、又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党のために利用し、また利用させない。

(事 業)

第 5 条 本会議所は、第 3 条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 地域社会の政治、経済、社会、文化、学術、芸術に関する研究並びにその進歩、発展に資する事業。
- (2) 社会奉仕に関する事業。
- (3) 青少年問題に関する事業。
- (4) 会員の指導力開発及び相互の親睦を図るための事業。
- (5) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所、国内、国外の青年会議所及びその他の諸団体との提携。
- (6) その他、本会議所の目的を達成するために必要な事業。

2 前項の事業については、大阪府内において行うものとする。

第 2 章 会員および会費

(会員の種類及び資格)

第 6 条 本会議所の会員は、次の 4 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。その資格は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 正会員

松原市及びその近郊に住所又は勤務先を有する 20 歳以上 40 歳未満の品格ある青年で、本会議所の主旨目的に賛同するもの。ただし、年度中に 40 歳に達したときでも、その年度中は正会員とする。なお、役員については、満 40 歳に達した日の属する年の翌年の定時総会終結の時までは正会員の資格を失わない。

(2) 特別会員

正会員であったもので、満40歳に達した日の属する年度の翌年度以降において本会議所の会員となることを希望するもの。

(3) 名誉会員

本会議所に功労があったもの。

(4) 賛助会員

本会議所の趣旨目的に賛同し、その事業の発展を助成することを望む個人又は団体。

(正会員の権利及び義務)

第7条 正会員は、本定款に別に定めるもののほか、本会議所の目的達成に必要なすべての事業に参加する権利を有する。

2 会員は、本定款その他の規程を遵守し、本会議所の目的達成に必要な事業に協力する義務を負う。

(入 会)

第8条 本会議所の正会員になろうとするものは、正会員2名以上の推せんを得て理事会の承認を得なければならない。

2 特別会員又は賛助会員になろうとするものは、理事会の承認を得なければならない。

3 理事会は、本会議所に功労があったものを名誉会員として入会させることができる。

(退 会)

第9条 本会議所を退会しようとするものは、事前に退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

2 会費納入前に退会を届け出た場合でも当該年度の会費は納入しなければならない。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。ただし、その会員に対し総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 会費を所定の期日までに納入しないとき。

(2) 本会議所の名誉を毀損し、その設立の趣旨に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項により除名の決議がなされたときは、その会員に対し、通知をするものとする。

(会費及び入会金)

第11条 正会員及び特別会員は入会に際して入会金を納入し、また会員は別に定める会費を毎年所定の期日までに納入しなければならない。ただし、名誉会員については、この限りではない。

2 会費及び入会金の額は、総会の決議によって定める。

(抛出金品の不返還)

第12条 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

(会員資格の喪失)

第13条 会員は次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 退会したとき
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
- (3) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき
- (4) 会員である法人又は団体が解散したとき
- (5) 総正会員が同意したとき
- (6) 会費を所定の期日までに納入しないとき
- (7) 除名されたとき

第 3 章 役 員 等

(種 類)

第 1 4 条 本会議所に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内
 - (2) 監事 2名又は3名
- 2 理事のうち1名を理事長、2名以上4名以内を副理事長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副理事長および専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(資格及び選任)

第 1 5 条 役員は総会の決議によって選任する。

- 2 理事は正会員の中から選任する。
- 3 監事は正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは正会員以外の者から選任することを妨げない。
- 4 監事は、本会議所の理事又は使用人を兼ねることができない。

(任 期)

第 1 6 条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 理事又は監事は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 増員又は補充のために選任された役員の任期は、その役員の任期の満了する時までとする。

(理事の職務及び権限)

第 1 7 条 理事長は、本会議所を代表し、所務を統轄する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めたところにしたがい、その業務執行に係る職務を代理し、又は代行する。
- 3 専務理事は理事長及び副理事長を補佐し、本会議所の常務を統括する。
- 4 理事は、理事会を構成し、法令及び本定款で定めるところにより、所務の執行を決定する。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類および事業報告等を監査すること。
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを総会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
- (7) 理事が本会議所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会議所に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対して、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(辞任及び解任)

第19条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

- 2 役員に、役員としてのふさわしくない行為があったときは、総会において総正会員の半数以上であって、総会員の議決権の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(直前理事長)

第20条 本会議所に、直前理事長および特別顧問を置くことができる。

- 2 直前理事長は、前年度の理事長がこれにあたり、総会において承認する。
- 3 特別顧問は、必要に応じて理事長が指名し、総会において承認する。
- 4 直前理事長及び特別顧問は、理事会に出席し、求めに応じ意見を述べることができる。
- 5 直前理事長及び特別顧問の任期は第16条第1項の規定を準用する。

(報酬)

第21条 役員、直前理事長及び特別顧問は無報酬とする。ただし、正会員でない監事についてはこの限りではない。

- 2 正会員でない監事の報酬の額については、総会において定める。

(取引の制限)

第22条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会議所の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本会議所との取引
- (3) 本会議所が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会議所とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第23条 本会議所は、役員的一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 本会議所は外部監事との間で、一般社団・財団法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第113条第1項第2号に定める最低責任限度額とする。

第 4 章 総 会

(構成)

第24条 総会は、全ての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(種別)

第25条 本会議所の総会は、定時総会および臨時総会とする。

(権能)

第26条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告及び収支決算の承認
- (2) 理事及び監事の選任及び解任
- (3) 理事会において総会に付議した事項
- (4) 会員の除名
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) 定款の変更
- (7) その他総会で決議するものとして法令又は本定款で定められた事項

(開催)

第27条 定時総会は毎年1回1月に開催する。

2 臨時総会は、次の各号いずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集の請求があったとき。

(招集)

第28条 総会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、議決権を有する正会員に対し、開催日の1週間前までに、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示した書面をもって、通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第29条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選任する。

(定 足 数)

第30条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席をもって成立する。

(決 議)

第31条 総会の決議は、一般社団法人・財団法人法第49条第2項に規定する事項及び本定款に特に規定するものを除き、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって行い、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項前段の場合において、議長は、正会員として議決に加わることはできない。
- 3 総会における議決権は、正会員1名につき各1個とする。

(議決権の代理行使)

第32条 総会において、正会員が代理人によって議決権を行使しようとするときは、当該正会員又は代理人は、代理権を証明する書面を本会議所に提出しなければならない。なお、代理権を証明する書面の提出に代えて、法令で定めるところにより、本会議所の承諾を得て、電磁的方法によって、当該書面に記載すべき事項を提供することができる。この場合において、当該正会員又は代理人は、当該書面を提出したものとみなす。

- 2 前項により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。
- 3 本会議所は前項の代理権を証明する書面及び電磁的方法により提供された事項の電磁的記録を総会の日から3カ月間、主たる事務所に備え置かなければならない。

(議 事 録)

第33条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した正会員又は理事の中から選出された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

第 5 章 理 事 会

(構 成)

第34条 本会議所には理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(種類及び開催)

第35条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 定例理事会は、毎月1回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
- (4) 第18条第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき

(招 集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事および各監事に対して招集の通知を発しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議 長)

第37条 理事会の議長は、理事長又は理事長の指名するものとする。

(定 足 数)

第38条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の出席をもって成立する。

(決 議)

第39条行 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く過半数が出席し、その過半数をもって過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることのできるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について意義を述べたときを除く。)は当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議 事 録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、出席した理事長及び監事はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

第 6 章 資産および会計

(資産の構成)

第 4 2 条 本会議所の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費及び入会金
- (2) 寄付金品
- (3) 事業にともなう収入
- (4) その他の収入

(資産の管理)

第 4 3 条 本会議所の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

第 4 4 条 本会議所の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 4 5 条 本会議所の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 4 6 条 本会議所の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後 1 ヶ月以内に、理事長が事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、通常総会の承認を得なければならない。

(暫定予算)

第 4 7 条 第 4 5 条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により事業年度開始前に収支予算が成立しないときは、その年度の収支予算が成立するまでの間、前年度の予算の例により執行するものとする。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算による収入支出とみなす。

(事業年度)

第 4 8 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 1 2 月 3 1 日に終わる。

第 7 章 定款の変更および解散等

(定款の変更)

第 4 9 条 本定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 4 分の 3 以上の議決により変更することができる。

(剰余金)

第 5 0 条 本会議所は、剰余金の分配を行うことができない。

(解 散)

第 5 1 条 本会議所は、一般社団・財団法人法第 1 4 8 条第 1 号及び第 2 号並びに第 4 号から第 7 号までに規定する事由により解散することができる。

2 総会の決議にもとづいて解散する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決

権の4分の3以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第52条 本会議所が解散等により清算するときに有する残余財産は、総会の決議により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 事 務 局

(事務局の設置)

第53条 本会議所は、事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局の職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定める。

第 9 章 情 報 公 開

(公告の方法)

第54条 本会議所の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由により、前項の電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 雑 則

(委 任)

第55条 この定款に定めるもののほか、本会議所の運営に必要な事項は、理事会の決議を得て別に定める。

附 則

- 1 本定款は一般社団及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本会議所の最初の代表理事は森脇英明とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第48条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。